

重要文化財への指定

大正8年に建設された旧朝倉家住宅は、接客のための座敷、家族向きの座敷や茶室など機能に応じて、異なる意匠でまとめられた良質の建物や、これらと一体になった庭園がよく保存されています。東京中心部に残る、関東大震災以前に遡る数少ない大正期の和風住宅として貴重であり、また、都市化が急速に進んだ周縁部に営まれた住宅であることが、近代の和風住宅の展開を知るうえで重要であるとして、国の重要文化財に指定されています。

文化財指定への経緯

大正8年(1919)	東京府議会議員であった朝倉虎治郎が、自宅として建設する。
大正12年(1923)	関東大震災により土蔵の漆喰が崩落し、外壁が鉄筋コンクリート造となる。
昭和19年(1944)	朝倉虎治郎没。
昭和22年(1947)	建物と南側の庭園を社団法人中央馬事会に売却する。
昭和23年(1948)	GHQによって社団法人中央馬事会に解散命令が出され、農林省に譲渡され農林大臣公邸として使用する。
昭和32年(1957)	旧経済企画庁(現在は内閣府)の前身である経済安定本部が、大蔵省の管理下にあった旧朝倉家住宅を借用し公邸として使用する。
昭和39年(1964)	名称を渋谷会議所に改称する。
平成7年(1995)	
～平成12年(2000)	経済企画庁により、室内外の修理・補修工事が行われる。
平成16年(2004)	文部科学大臣は、文化審議会の答申を受け、主屋・土蔵を重要文化財(建造物・建第2455号)に指定する。
平成18年(2006)	渋谷区が管理団体となる。

重要文化財	旧朝倉家住宅 2棟(主屋・土蔵)
附[つけたり]	庭門1棟(棟門、杉皮葺)・附属屋1棟(木造、鉄板葺)
指定年月日	平成16年12月10日
敷地総面積(指定書による)	5419.81㎡
建築面積(指定書による)	主屋573.76㎡、土蔵29.03㎡、附属屋42.96㎡、
所有者	文部科学省(文化庁)



紅葉に染まる晩秋の住宅と庭園